第八十六条の十七	法第百三条第七項ただし書	法第百三条の二第三項において準用する法第百三条第七項ただし書
	令第百三十二条第二号	令第百四十四条において準用する令第百三十二条第二号
第八十六条の十八第一項	第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた	第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた
	第八十六条の六	第八十六条の二十九において準用する第八十六条の六
第八十六条の十九第一項	第百三条第一項本文及び第二項から第四項まで	第百三条の二第一項及び第二項
第八十六条の二十一及び第八十六条の二十二第一項	第百三条第一項本文及び第二項	第百三条の二第一項
	施設、土地等又は物資	土地
第八十六条の二十三（見出しを含む。）	物資の収用等	土地の使用等
	損失補償申請書等	損失補償申請書
	令第百三十七条第一項	令第百四十四条において準用する令第百三十七条第一項
	、第百三十九条第一項に規定する実費弁償申請書及び第百四十一条第一項に規定する損害補償申請書の様式は、それぞれ別表第十九、別表第二十及び別表第二十一	の様式は、別表第十九
第八十六条の二十五	法第百三条第十五項	法第百三条の二第三項において準用する法第百三条第十五項
第八十六条の二十六	法第百三条第十六項	法第百三条の二第三項において準用する法第百三条第十六項
第八十六条の二十七第一項及び第二項	第百三条	第百三条の二
第八十六条の二十八第一項	法第百三条第七項本文	法第百三条の二第三項において準用する法第百三条第七項本文
	文書を含む	文書を除く
第八十六条の二十八第二項	法第百三条第七項ただし書	法第百三条の二第三項において準用する法第百三条第七項ただし書
	撤収の日	解除された日

第八十六条の六中「別表第十二その一から別表第十二その七まで及び別表第十二その八」を「別表第十六その一から別表第十六その七まで及び別表第十六その八」に改め、同条を第八十六条の十五とし、同条の次に次の七条を加える。

（公用令書の写しの送付）

第八十六条の十六　防衛大臣は、法第百三条第七項本文の規定により公用令書を交付したときは、遅滞なく、当該公用令書の写しを関係都道府県知事、関係方面総監等及び関係地方防衛局長に送付するものとする。

2　方面総監等は、法第百三条第七項本文の規定により公用令書を交付したときは、遅滞なく、当該公用令書の写しを関係都道府県知事、防衛大臣及び関係地方防衛局長に送付しなければならない。

3　前二項の規定は、法第百三条第七項ただし書の規定により公用令書を事後に交付する場合において準用する。この場合において、前二項中「第百三条第七項ただし書」と、「公用令書を交付したときは」とあるのは「事後に交付する公用令書に係る処分を行つたときは」と読み替えるものとする。

（公用令書の事後交付に係る相手方への通知）

第八十六条の十七　法第百三条第七項ただし書の規定により公用令書を事後に交付する場合における令第百三十二条第二号に規定する通知は、電信又は電話によりするものとする。

（処分の取消しの上申）

第八十六条の十八　法第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等の長は、第八十六条の六の規定により自らが行つた上申に係る処分の全部又は一部を取り消す必要があると認めるときは、その旨を、順序を経て、防衛大臣又は方面総監等に上申しなければならない。

2　前項の規定による上申は、文書をもつてするものとする。ただし、文書によつては速やかに行うことができない場合には、口頭若しくは電信若しくは電話又はその他の通信手段によることができる。

3　前項ただし書の場合においては、事後において速やかに文書を提出するものとする。

4　前二項に規定する文書の様式は、別表第十二のとおりとする。

（処分の取消しの要請）

第八十六条の十九　防衛大臣又は方面総監等は、法第百三条第一項本文及び第二項から第四項までの規定により自らが行つた要請に係る処分の全部又は一部を取り消す必要があると認めるときは、当該処分の取消しを当該都道府県知事に要請するものとする。

2　前項の規定による処分の取消しの要請は、文書をもつてするものとする。ただし、文書によつては速やかに行うことができない場合には、口頭又は電信若しくは電話によることができる。

3　前項ただし書の場合においては、事後において速やかに文書を提出するものとする。

4　前二項に規定する文書の様式は、別表第十七のとおりとする。

5　防衛大臣は、第一項の規定により処分の取消しを要請したときは、遅滞なく、処分取消要請書の写しを関係方面総監等及び関係地方防衛局長に送付するものとする。

6　方面総監等は、第一項の規定により処分の取消しを要請したときは、遅滞なく、処分取消要請書の写しを防衛大臣及び関係地方防衛局長に送付しなければならない。

（公用取消令書の写しの送付）

第八十六条の二十　防衛大臣は、令第百三十五条の規定により公用取消令書を交付したときは、遅滞なく、当該公用取消令書の写しを関係都道府県知事、関係方面総監等及び関係地方防衛局長に送付するものとする。

2　方面総監等は、令第百三十五条の規定により公用取消令書を交付したときは、遅滞なく、当該公用取消令書の写しを関係都道府県知事、防衛大臣及び関係地方防衛局長に送付しなければならない。

（処分の取消しに係る調整）

第八十六条の二十一　法第百三条第一項本文及び第二項の規定に基づき都道府県知事が行つた処分の全部又は一部の取消しの要請を行つた防衛大臣又は方面総監等は、当該処分の取消しの対象となる施設、土地等又は物資を都道府県知事に引き渡す時期、場所、方法等について、当該処分を行つた都道府県知事と調整して定めるものとする。